

評価機関別第4期認証評価のポイントと今後への課題～「内部質保証」重視が継続

	大学・短期大学基準協会	大学改革支援・学位授与機構	大学教育質保証・評価センター	大学基準協会	日本高等教育評価機構
第4期の方針、変更点	■方針 ▶内部質保証を重点評価項目として継続するとともに、より大学・短期大学の教育・研究活動に沿った評価となるよう、4つの基準とその下に置くテーマ、区分の構成を見直した。 ■変更点 ▶第3期までの評価基準（基準、テーマ、区分、観点）から、大学・短期大学の特色を細かい制限なく評価できるよう、観点（評価の着眼点）を独立させ参考資料とした。 ▶より高い質保証をめざし、「内部質保証ルーブリック」の各評価項目の到達度（レベル）を第3期よりも一段階高く設定。 ▶法令への対応（遵守）状況を確認するため、評価基準の該当法令をリスト化した「法令対応確認一覧」を策定した。 ▶評価結果において、各大学・短期大学の特色等がより明確に示せるよう、機関別評価結果の構成等を変更した。	■方針 ▶評価基準の構成や実施体制等については基本的に前期を踏襲した。 ▶内部質保証に関する基準は引き続き重点評価項目として設定。 ■変更点 ▶評価の質を維持することに留意し負担軽減を実施。 ・評価基準数を27から22に削減 ・弾力的措置の導入（条件を満たした場合に、一部の基準の自己評価書の記述を省略することが可能）	■方針 ▶3つの基準からなる大学評価基準は、評価における判別と改善の両立をめざしたものとして有効に機能していると考えており、この3つの基準を継続する。 ■変更点 ▶学修成果の適切な把握と評価、継続的な研究成果の創出のための環境整備を評価の指針等に明記。 ▶2020年度の認証評価事業開始から7年サイクルが一巡する2027年度に向けて、大学評価基準、評価方法等のあり方について検討中。	■方針 ▶学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う。 ▶大学の取り組みの有効性・達成度を重視。 ■変更点 ▶オンライン教育の動向をふまえた評価の視点を追加。 ▶ウェブフォームによる学生の意見収集を実施。 ▶ステークホルダーからの意見を取り入れるため、学外関係者にインタビューを実施。 ▶提言に「長所」に加えて「特に優れた取り組み」を新設。 ▶評価項目の削減、大学の公開情報による基礎データの代替措置、点検・評価報告書への「基本情報一覧表」の導入。 ▶内部質保証等に課題のない大学を対象とする弾力的措置の導入等により、効率的・効果的な評価を実施。 ▶基準ごとに評定を公表。 ▶認証評価の認知度向上を目的に、高校教員を対象としたセミナーを実施し、評価結果の読み方等をレクチャー。	■方針 ▶大学の特色の進展に資する評価をさらに強化。 ■変更点 ▶内部質保証の実質化を促進するために、基準ごとに課題と改善状況、今後の取り組み予定を記述する欄を設けた。自己点検・評価の結果により、どのような改善がなされたかも明示する。 ▶学生や学外関係者の意見・要望の把握・分析とその結果の活用を内部質保証の機能性の基準項目に加えた。 ▶大学がステークホルダーに評価結果を周知することを留意点に追加。 ▶実地調査スケジュールを原則1泊2日に短縮、特色ある取り組みや課題等の調査に絞る。 ▶エビデンス資料については、原則デジタルデータによる提出とし、ウェブ上で公開しているエビデンスはURLの提示に代替することも可能とした。 ▶フォローアップとして、「適合」大学で改善を要する点が指摘された場合、大学に対し改善の指摘への早急な対応を求めつつ、指摘を受けた3年度後の提出を指定。
の評価結果等の示し方	【評価結果】適格／不適格 【総評】評価結果に至った理由 【三つの意見】①特に優れた試みと評価できる事項 ②向上・充実のための課題 ③早急に改善を要すると判断される事項 【各基準の評価結果】合／否	【評価結果】適合／不適合 【総評】優れた点、改善を要する点 【各基準】満たしている／満たしていない	【評価結果】基準を満たしている／基準を満たしていない 【総評】優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点 【各基準】基準を満たしている／基準を満たしていない	【判定】適合／不適合 【各基準の提言】特に優れた取り組み、長所、改善課題、是正勧告 【各基準の評定】S／A／B／C	【評価結果】適合／不適合 【総評】各基準の評価 【各基準】評価、理由、優れた点、改善を要する点、参考意見
現行の認証評価の問題点	▶物理的負担：評価員の確保（特に、財務に精通した事務職員が不足）。 ▶精神的負担：認証評価の結果が国による他の制度と連動していないことによる徒労感。	▶認証評価制度自体の社会一般に対するの訴求が弱い。 ▶大学教育の実質化・質的向上に対する効果が限定的。認証評価は教育課程設置後の事後チェックとして導入されたため、大学としては評価の有用性を感じにくい。	▶内部質保証の実質化：適合を判別する評価と、改善をめざす評価の混在は、評価の機能不全につながる。現状では、受審大学においては適合を判別する評価への対応が優先されがち。 ▶評価疲れ：大学にとっての支援になる評価を充実する等により、評価受審の効果がもっと実感されるようにならないと、負担感は解消されないのではないか。	▶分野別評価については専門職大学・短期大学、専門職大学院を除いて任意であり、直接的な質保証は分野による偏りがある。 ▶評価業務を行う意味への疑問等から、多くの大学は評価のための負担が大きいと認識。 ▶認証評価の認知度が低く、評価結果も参照されにくい。 ▶評価機関ごとに考え方や評価方法等に差異があり、各認証評価の質を担保するしくみがない。 ▶評価者の質を担保するためにも、評価者への研修等を充実させる必要がある。 ▶専門職大学等では、分野別と機関別の認証評価を受けるため、負担が大きい。 ▶1大学しかない分野の分野別認証評価は、評価機関にとってコストがかかり過ぎる。	▶「学内の改革・改善への意識の向上」「教育の質の保証」「管理運営における質の保証」にはつながっているが、「社会からの理解と支持」は得られにくい。 ▶エビデンス集や自己点検評価書の作成に対する負担が大きい。 ▶内部質保証に関して、改善を要する点が見られる大学が少なくなく、内部質保証の実質化をさらに図ることは急務。
*1「新たな評価制度」への検討課題	▶「質保証」について、認証評価上の考え方と世間一般の認識を一致させること。具体的には、「教育の質保証」とは、教育の改善・向上を目的としたPDCAサイクルが当該大学のシステムとして機能していることであって、「教育力」を保証するものではないこと。 ▶「認証評価」が大学の撤退を促すしくみに直結しないこと。 ▶学部・研究科等別の認証評価を主とする場合、現在の認証評価機関のリソースや評価のしくみ（収支を含む）で対応可能か十分に検証すること。 ▶学問分野で区分すると総数は7000を超えるとの説があるが、膨大な対象を評価するための評価員が確保できるか検証すること。	▶教育内容の特徴をわかりやすく示すことによって社会への訴求効果を高め、大学の教育改善につなげる一連の好循環を生み出す制度設計が必要。 ▶上記の実現には次の4点が重要。 ・評価の公平性・透明性の確保 ・学生をはじめとするステークホルダーの意見の活用 ・各方面に対する負担軽減（既存の調査・データ等の活用） ・評価結果の適切な活用 ▶大学内において質保証の意味や意義を理解し運用できる人材の育成も重要（当機構では、大学向け研修やセミナーなど、質保証人材育成に取り組んでいる）。	▶評価における「判別」と「改善」の両立（役割分担の可能性）。 ・文部科学省：定量的評価による法令適合性の保証 ・設置自治体：アカウンタビリティに軸足を置いた評価（公立の場合） ・認証評価機関：質の向上を支援する定性的な評価 ▶学生に向き合う教職員の実感を尊重した学修成果の把握・評価をするにあたり、その方法の確立を支援。	▶質保証の国際通用性の観点から、機関別評価は必要。 ▶学部・研究科等の単位での評価を実施するには膨大な評価者数が必要となり、大学にとっても作業負担が増える課題について対策が必要。 ▶教育の質に係る段階的評価の結果を政策に活用することについては、慎重な議論が必要。 ▶認証評価を社会に周知する方策については、国レベルの検討が必要。	▶教育の質を数段階示すなどの評価制度への移行が提言されているが、学生が在学中にどれくらい力を伸ばしたのかなど、達成度を評価することは重要。 ▶段階別評価を示すなどの工夫は各評価機関の判断に委ねるべき。 ▶機関別から分野別への評価制度の変更は、評価機関では分野ごとの評価員の確保、評価の統一性の確保などが困難で、高等教育機関はその対応のための負担も増える。段階的な制度の移行や整備が求められる。

*各評価機関へのアンケートを基にBetween編集部にてまとめ

長所に加えて「特に優れた取り組み」を新設。大学・短期大学基準協会も、特色がより明確に示せるよう、機関別評価結果の構成等を変更した。そのほか、受審の負担軽減策も見られる。大学基準協会、大学改革支援・学位授与機構は、一定の条件を満たせば、報告書の一部記述を自由化あるいは省略でき、弾力的措置を導入した。

現行の認証評価に対する課題認識はどうか。複数の機関から問題点として挙げたのは、認証評価自体の社会的な認知度の低さと、評価結果が十分に活用されていない点だ。認証評価には、受審校評価者ともに膨大な時間と労力がかかる。評価結果が高校生の大学選択や大学の価値向上に与える影響が小さいのであれば、徒労感だけが残るだろう。また、「適合を判別する評価と、改善をめざす評価の混在は、評価の機能不全につながる」（大学教育質保証・評価センター）という指摘もある。

他方、検討中の*1「新たな評価制度」に対しては、「教育内容の特徴をわかりやすく示すことによる、社会への訴求効果の高まりと、教育改善につながる好循環」（大学改革支援・学位授与機構）になることを期待する声もある。今後の議論の方向性を注視したい。

*1「知の総和答申」を受け、中央教育審議会「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ」が中心となって検討中（P.4～P.7参照）

認証評価は今後どう変わっていくのか。各評価機関と第4期受審校の話から、認証評価の現在地とこれからを考える。

内部質保証の実質化、優れた取り組みを評価

編集部は各評価機関にアンケートを実施し、結果を表にまとめた。第4期の全体的な傾向として見られるのが、「内部質保証のさらなる重視」だ。大学基準協会は「学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性」を問い、大学改革支援・学位授与機構と大学・短期大学基準協会は内部質保証に関する基準を引き続き重点項目として設定している。また、日本高等教育評価機構は今期から大学の自己点検評価書に、基準ごとに課題と改善状況、今後の取り組み予定を記述する欄を設けた。内部質保証のしくみがあるだけでなく、課題解決に向けてどう動き、改善につながっているかという実態がより強く問われるようになる。日頃の教育力向上施策と内部質保証を連動させ、成果を明確にしたい。

また、優れた取り組みや大学の特色化を図る取り組みを積極的に評価する評価機関もある。大学基準協会は、評価結果の提言の中に